

2012年6月19日

【日本記者クラブ講演】

～日弁連が取り組むべき課題から～

刑事司法改革への取組と東日本大震災・原発事故の被災者・被害者への法的支援

日本弁護士連合会
会長 山 岸 憲 司

I はじめに

日本弁護士連合会（日弁連）が取り組むべき課題は、東日本大震災への対応をはじめ、刑事司法改革、法曹養成・法曹人口問題、弁護士の活動領域の拡大、民事司法改革など、多岐にわたる。いずれも重要且つ難しい問題が山積しているが、日弁連は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士の“総本山”として、全国の弁護士・弁護士会の叡智と力を結集して、その実現に向けて邁進する所存である（資料1参照）。

II 人権保障の観点からの刑事司法改革の実現

我が国では、志布志事件、氷見事件、足利事件、布川事件などで明らかとなったとおり、捜査官による密室での違法・不当な取調べが繰り返され、自白調書の作成過程が検証できない構造の中で、多くのえん罪が生み出されてきた。また、福井女子中学生殺人事件（2011年11月名古屋高裁金沢支部，再審開始決定）や、2012年6月7日の東京電力女性社員殺人事件（2012年6月7日東京高裁刑事第4部，再審開始決定）では、証拠開示によって事件が大きく進展し、証拠開示制度の必要性をあらためて認識させる結果となっている。そしてさらに、厚労省元局長無罪事件では、検察官による証拠のねつ造までが明らかになり、捜査・公判のあり方を抜本的に改革する必要があることが強く認識されている。

今こそ、取調べの可視化（取調べ全過程の録画）、被疑者段階の公的弁護制

(1) 勾留・保釈制度の改革

国際人権法の求める身体不拘束原則の実現のため、勾留・保釈の運用を抜本的に改善するとともに、出頭等確保措置を導入し、併せて勾留及び保釈除外事由の要件の厳格化、起訴前保釈制度の創設を行うこと、代用監獄制度を廃止し、勾留決定後の拘禁場所を拘置所に移し、長期間・長時間に及ぶ捜査機関の取調べを規制し、弁護人の立会いを実現するべきである。

(2) 被疑者国選弁護制度第三段階の実現と第四段階への準備

2012度の定期総会において「少年鑑別所に収容された全少年への国選付添人制度の拡大、勾留された全被疑者への国選弁護制度の拡大及び被害発生直後から犯罪被害者等を弁護士が支援する国の制度の創設を求める決議」（資料4・5）を採択した。その実現に向けて速やかに被疑者国選弁護制度の対象事件を勾留された全ての被疑者の事件に拡大するとともに、制度対象外の事件について、日弁連の費用負担で実施されている刑事被疑者弁護援助制度で対応している現状を改善し、被疑者が身体拘束されている全ての事件について、逮捕の直後から国費による弁護制度が適用されるようその制度の在り方と当番弁護士制度との関連など細部の制度設計を固め、また全国における弁護士の対応態勢を確立して法改正を求めていく。

4 検察官倫理の制定と検察官に対する懲戒制度の整備

2011年9月、最高検察庁は、「検察の理念」と題する検察基本規程を公表したが、本年4月に公表された「検察改革の進捗状況」では、特に、「検察の理念」の施行状況の検証や監察指導部の運用状況の情報開示が不十分である。

そこで、検察改革のさらなる推進を求め、えん罪を生まない刑事司法制度を作るための取組を進める必要がある。また、検察基本規程に違反した検察官を適正に処分する懲戒制度や外部監察制度なども早急に整備すべきである。

5 えん罪原因究明のための独立機関の設立

えん罪の発生原因を究明するため、政府から独立した第三者機関を設置し、今こそえん罪を繰り返させないための仕組みをつくるべきである。（資料6）

少年審判において、少年をえん罪の危険から守るとともに少年の環境を調整して立ち直りを援助する弁護士付添人の役割は極めて重要である。現行の国選付添人制度は、その対象事件を重大事件に限定しており、2012年度の定期総会においても決議したとおり、全面的国選付添人制度を2013年までに実施すべきである。（資料4・9）

Ⅲ 東日本大震災・福島第一原発事故の被災者・被害者への法的支援と復旧・復興への取り組み

日弁連は、地震発生当日に緊急対策本部を立ち上げ、各地の弁護士会・弁護士会連合会、日本司法支援センター（法テラス）など関係諸機関と連携し、無料法律相談を実施するとともに、被災者支援のための立法措置や行政による法令の適切な運用について様々な提言を行ってきた。

震災から1年以上が経過した今もなお、生活の拠点や職を失い、避難を余儀なくされるなど、長期間にわたって極めて過酷な状況に置かれている人々が少なくなく、日弁連としては、今後も最重要課題として、被災者・被害者への法的支援を息長く続けていく。

また、日弁連は、被災者・被害者一人一人に対して、迅速且つ適切な個別的支援が行われるよう、この国のあり方や行政と司法の連携と協働のあり方、そしてそれを担う弁護士の役割なども検討し、必要な法制度の創設とその運用改善について、積極的に提言し、それを担っていく所存である。

1 震災被災者と原発事故被害者に対する法的支援

震災被災者と原発事故被害者に対する法的支援及び震災からの復興に積極的に取り組んでいく。

特に被災ローン減免制度（個人版私的整理ガイドライン）の運用改善、東日本大震災事業者再生支援機構等の活性化、原発ADR等による原発事故被害者の迅速かつ十分な救済の拡大、災害対策基本法の改正、原発事故被害者援護のための特別立法などの制定が必要である。

また、今後行われる「復興まちづくり」に弁護士が積極的に関与できるよう関係機関に幅広く働きかけ、実現していく。

日弁連は、2012年2月に公表した「福島復興再生と福島原発事故被害者の援護のための特別立法制定に関する意見書」(資料10)の提言を実現し、従来の損害賠償スキームにこだわらない、より実情に即した包括的な被害者援護立法の制定に全力で取り組む。

以上